

戸田市元気ケア推進事業所認証制度（戸田市要介護度改善奨励制度）について

【募集要項】

1 本制度の目的

要介護度の改善に努め、一定の効果を出している介護事業所に加え、介護サービスの提供に当たって、創意工夫に溢れた取組を行っている介護事業所を評価し、認証することで、自立支援・重度化防止に向けたサービスの促進と質の向上を目的とする。

2 認証対象事業所

選定部門及び公募部門を設け、部門ごとに定める下記の要件を満たす事業所を対象事業所とする。

(1) 共通要件

- ・戸田市内で介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けた事業所であって、指定を受けてから3年以上経過している事業所であること。
- ・市で定める欠格事項に該当しないこと。

(2) 選定部門についてのみ満たす必要がある要件

- ・維持・改善の数値割合が、一定以上改善した事業所（県事業と連動）であり、要介護度改善に係る積極的な取組を令和7年1月から令和7年12月までの間に実施していること。

(3) 公募部門についてのみ満たす必要がある要件

- ・本人の生活の質（介護度）改善のため、以下のような工夫を凝らした取組を令和7年4月から令和8年3月までの間に実施していること。
 - ①生産性向上に係る取組（人材育成のための取組、業務能率が向上する取組（ICTや介護ロボットの活用）等）
 - ②介護サービスの質の向上に資する取組（要介護度の維持・改善のための取組、利用者一人一人の個性や生活リズムを尊重した取組、利用者の日頃の努力ややる気を評価・奨励する取組等）

3 認証期間

認証の期間は、令和8年10月1日から1年間とする。

4 応募方法（公募部門のみ）

取組提出票（様式2）及び欠格事項不該当誓約書（様式3）の提出による。
メール、FAX又は郵送により提出を受けるものとする。

【期間】令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで（必着）

5 様式等

- (1) 選定部門取組提出票（様式1）・・・選定部門のみ提出
- (2) 公募部門取組提出票（様式2）・・・公募部門のみ提出
- (3) 欠格事項不該当誓約書（様式3）・・・共通

6 認証までの流れ

(1) 要件の確認

①選定部門

・「埼玉県高齢者元気力アップ応援事業所認証事業」で認証を受けた事業所に対し、取組提出票（様式1）及び欠格事項不該当誓約書（様式3）の提出を求め、要件を満たすか確認する。

②公募部門

・応募事業所が要件を満たすか確認する。

(2) 評価委員による評価

・健康長寿課が指定する評価委員による評価を実施する。

(3) 認証及び表彰

- ・認証事業所にはステッカーを交付（認証回数に応じて最大3つまでステッカーの星の数を追加）
- ・市長による表彰を実施（原則として表彰上限3回とし、現時点では表彰事業所数については上限を設けないものとする。）
- ・ホームページに記事を掲載するほか、集団指導の場を利用し、制度周知及び事業所の取組について広報する。
- ・市役所及び地域包括支援センター等で配布する介護保険サービス事業所マップに認証事業所であることを掲載（年2回発行予定）

7 欠格事項

他の要件を満たす事業所であっても、次に掲げる事項に該当する事業所は認証の対象としない。

- (1) 過去1年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った事業所
- (2) 過去5年間に不正請求や事件（虐待など）により行政処分又は刑事処分を受けた事業所
- (3) 労働基準監督署からの是正勧告を受け、速やかに対応しなかった事業所
- (4) 指定効力停止以上の行政処分を受けた事業所
- (5) 社会保険・労働保険料に未納がある事業所
- (6) 公序良俗に反する事業を行った事業所

8 認証等の取消

認証事業所が次に掲げる事項に該当する場合には、認証及び表彰を取り消すことができる。

- (1) 欠格事項に該当するとき
- (2) 提出された書類等に虚偽の記載があったことが判明したとき
- (3) その他、認証の継続が適切でないと判断されるとき

9 評価指標

別紙のとおり、選定部門及び公募部門に係る取組への評価基準について定める。

10 表彰式について

令和8年10月に開催を予定し、開催については別途起案する。